

見直し案

- メンタルヘルス対策支援センターで、同センターの周知や広報のための訪問は廃止すること
 - 改正法が成立し、施行された場合には、メンタルヘルス対策支援センターで、法律で義務づけられない ①メンタルヘルス不調の未然防止、②職場復帰支援 を重点的に支援すること
 - 各種情報の提供については、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に集約すること
- により、職場のメンタルヘルス対策関係事業を効果的・効率的に実施する。

事業場への訪問件数(33,728件)				
周知・広報	7,949件 (23.6%)	「こころの耳」に集約		総合的 情報提供
支援	25,779件 (76.4%)	未然防止(一次予防)	73.0%	重点的支援
		早期発見と対応(二次予防)	12.0%	
		職場復帰支援(三次予防)	12.1%	重点的支援
		その他	2.8%	

見直し後の職場のメンタルヘルス対策関係事業

メンタルヘルス対策支援センター

- ①職場の管理監督者や産業医等の産業保健スタッフに対し、それぞれの職務に応じた教育や事業場内の相談体制の整備に関する助言等を行う。
- ②個別の労働者の職場復帰支援プランの作成やプライバシー保護等に関する個別具体的な助言を行う。

①重点的支援

事業場(職場)

②重点的支援

メンタルヘルス不調
の未然防止
(一次予防)

メンタルヘルス不調の
早期発見と適切な対応
(二次予防)

職場復帰支援
(三次予防)

ストレスチェックと面接指導等の実施

総合的な情報提供

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

- メンタルヘルス対策の自主点検票
- メンタルヘルス登録相談機関の紹介
- 好事例の紹介
- 職場復帰支援のモデルプログラム等のコンテンツを充実する。
- 管理監督者への教育ツール